

草取り及び清掃業務仕様書

- 1 委託業務名 豊橋市民病院草取り及び清掃業務
- 2 委託業務場所 豊橋市青竹町字八間西50番地 豊橋市民病院 ほか
豊橋市民病院が管理する敷地内
- 3 契約期間 契約を締結する日から令和7年3月31日まで
- 4 業務内容等
(1) 業務内容
- ①豊橋市民病院敷地内の緑地帯植込みの中の草取り及び芝刈り
 - ②豊橋市民病院敷地内の庭木への散水業務
 - ③豊橋市民病院敷地内駐車場及び植込みの中の清掃
 - ④豊橋市民病院公舎等の草取り
 - 1, 豊橋市東小鷹野一丁目4-5 (小鷹野公舎跡地)
 - 2, 豊橋市東小鷹野三丁目4-11 (東小鷹野公舎跡地)
 - ⑤業務報告書の提出 (実施場所報告及び予定場所通知含む)

【基本業務量】 (別紙図面参照)

業務名	面積	回数/年
植込み草取り	1,097㎡	12回
屋根付き通路清掃	340㎡	216回
芝生管理	6,396㎡	2回
調整池周辺草刈り	972㎡	5回
病院外周草刈り	1,284㎡	7回
外部駐車場草刈り	3,323㎡	2回
公舎等草取り	818㎡	1回

- (2) 業務日・時間 契約期間中の豊橋市民病院の診療日を業務日とし、業務日数の合計は216日以上とする。なお、業務日の午前8時から午後3時まで(昼休憩の1時間を除く。)を業務時間とするが、申出により変更できるものとする。

- 5 業務従事者 会員とする。
- 6 経費の負担 業務履行に必要な備品・器具等は、原則、受託者が負担する。

7 業務の履行及び指揮命令

- (1) 業務は、市（病院）職員等と混在し、又は同一業務を協同して遂行する形態では履行しない。
- (2) 業務の指示は、受託者の直接指示又は業務命令により業務を履行する。

8 報告書の提出

委託契約後、速やかに従事する人員について、当院に報告すること。

作業終了後、月ごとに報告（上記4（1）外部駐車場及び公舎等の草取りについては業務実施前・業務実施後の写真を撮ること）を行うこと。

9 その他

- ・業務仕様書に定めるものの他はその都度協議するものとする
- ・人的物的事故が発生しないように最大限注意すること
- ・必ず講習等を受けた者が実施すること